

## 名古屋市立中学校標準服の製造、販売に関するQ&A

Q 仕様書には、日本繊維製品品質技術センターでの検査について、「サンプルは、冬物のみでも可」となっている。冬物で合格認定されたあと、夏服を申請したい場合は、第三者機関での検査はしなくてもよいか。

A サンプルの提出は必要ありませんが、日本繊維製品品質技術センターに生地メーカー発行の物性試験書と生地見本を添えて申請書を提出し、合格認定を受けてください。

Q 名古屋市立中学校標準服（以下「名古屋市標準服」）を販売する際に、標準服マークを購入者が付けるという形で、販売することは可能か。

A 名古屋市標準服の仕様書に基づき製造し、検査機関の審査に合格したうえで、教育委員会教育支援部義務教育課へ申請し、認証を受けたものについてのみ、名古屋市標準服として製造・販売が可能です。標準服マークが付された制服が名古屋市標準服であるため、販売時点で当該マークが確実に付されていなければなりません。そのため、購入者に付けさせることは認められません。

なお、標準服マークについては、教育委員会が認証した製造申請者に対して発注を認めているものであることから、製造申請者の責任において、標準服マークを付した状態で購入者に名古屋市標準服が届くようにしてください。

Q 仕様書には、スカートにアジャスタが付いており、スラックスにはアジャスタが付いていない。スラックスに、アジャスタを付けて、製造・販売をしてもよいのか。

A 名古屋市立中学校標準服は、仕様書内の「名古屋市立中学校標準服 品質認定基準」に記載された内容に基づき製造するものとし、品質認定基準に規定されていない項目の加工は認められません。

したがって、品質認定基準に規定されていない項目であるスラックスへのアジャスタを付けての製造・販売は認められません。

Q 販売届はいつまでに提出すればよいか。

A 特に期限は設けていませんが、実際に販売を開始する前までには、販売届を教育委員会へご提出ください。

また、販売におきましては、販売届を事務局が受付した後、不備等がない限り特段ご連絡いたしませんので、申請からおおよそ2週間を経過しても連絡がない場合は、特段不備等がないものとし、進めていただいて構いません。

提出いただいた販売届をもとに、令和8年9月中に市の公式ウェブサイトへ、名古屋市標準服を購入できる販売店一覧を掲載する予定です。なお、9月1日以降に販売届を提出された場合は、提出の都度、順次ウェブサイトに掲載していきます。

(※次ページあり)

- Q 販売届を提出後、内容に変更が生じた場合は、再度、販売届を提出する必要があるか。
- A 変更が生じた場合は、義務教育課標準服担当まで、ご連絡ください。(電話052-972-3232) 変更の内容によっては、販売届の再提出をお願いする場合があります。